

## 第2章

# 事業団の経営改善と施設の多様化

### ■ 加入者福祉施設拡充長期構想

1956（昭和31）年に誰もが利用できる低廉な公共の施設として国民宿舎が制度化され、1961年には国民休暇村が開設されていたが、さらに1970年代には、国民休養地（1970年）、自然休養村（1971年）など、公的保養施設の増設が相次ぐ一方で、民宿ブームも続いていた。事業団にも、いつでも利用できる施設を求める簡易保険・郵便年金加入者の声が多く寄せられ、加入者福祉施設の量・質にわたる拡充が求められていた。

このような社会的需要、加入者ニーズに応えるべく、事業団創立10年にあたる1972年8月、郵政省は、1973年度を初年度とする「簡易保険加入者福祉施設拡充5か年計画」を策定し、積極的な加入者福祉の増進策を示した（表）。

同計画は、計画期間内に保養センターを各都道府県に2か所程度開設し、東京青少年レクセンター、総合レクセンター（屋内・屋外スポーツ施設、宿泊施設、研修施設等を備えた総合施設）、キャンプセンターなどを増設するというもので、施設の年間利用人数は、計画終了年度に1971年度の約5倍にあたる1400万人に拡大するものと想定され、あわせて地域開発も行われるよう考慮されていた。

#### 福祉施設拡充長期計画の概要（1972～81年度策定）

計画名称	策定年月 /計画期間	加入者 ホーム	保養 センター	レク センター	会館	備考
簡易保険加入者 福祉施設拡充5か年計画	1972年8月 1973～77年度	(5)	39	4 4	3	・キャンプセンター新設50 (各都道府県に1か所程度)
簡易保険加入者 福祉施設拡充長期構想	1976年6月 1977～86年度	(6)	12 (4)	1	2	・診療所改築16 (うち2か所に自動検診システム導入)
簡易保険加入者 福祉施設拡充中期計画	1979年 1980～85年度	(12)	11 (25)	3	1	・診療所を健康管理センターに改良 ・新しい高齢者向け施設の検討
保養センター拡充整備計画	1980年11月 1981～83年度		7 (8)			
福祉施設充実中期構想	1981年 1982～86年度	(10)	5 (15)	1		・健康管理センター新設2 ・新型レク新設21

※1 ( ) は増築

※2 レクセンターは上段東京青少年レクセンター、下段は総合レクセンター（宿泊施設等の新設中止に伴い計画を縮小）

※3 1982年度に会館、宿泊施設等の新設を中止することが決定したため会館は京都、東京の2か所、キャンプセンターは駒ヶ根、阿蘇、能勢の3か所で整備を終了

経済成長を基盤とする生活水準の向上とレジャーブームによる好調な利用状況から、この拡充計画は順調に進められると思われた。しかし、折から1972年に発表された日本列島改造論による地価急騰、1973年に起きた第1次オイルショックによる物価高騰などを経て、実行困難となっていった。

1974年にマイナス成長となり、高度成長から安定成長へと移行したことは、事業費の高騰や新契約の伸び悩みなどを予測させ、加入者福祉施設の運営についてもより一層の効率化が求められることとなった。

このような状況から、郵政省は1976年6月、新たに「簡易保険加入者福祉施設拡充長期構想」を検討した。この構想は加入者の旺盛な需要に応え、加入者福祉施設の拡充を進めるものであったが、福祉施設の利用は加入者への現物還元の要素もあったため、公平性を図るうえからも設置場所、種目、保険期間中の利用見込等を考慮し、年間利用者数を1975年度の倍増にあたる1000万人と設定した。また利用選好の高度化、多様化に応えるために経年・老朽施設の計画的改築を検討したほか、事業団業務のあり方なども検討された。

こうして社会、経済の急激な変化に加入者福祉施策をどのように対応させるかについて、これまでとは異なった角度からの検討が試みられるようになり、また施設運営の具体的な実行の面においても従来とは異なる改善策等に取り組むようになっていったのである。

#### ■ 交付金算定基準の改定

事業団の施設運営に要する費用の一部については、創立以来、簡易保険郵便年金特別会計から、いわゆる「収支差額方式」により算定された交付金を受けてきたが、事業団の運営規模拡大に伴い、その経営責任をより明確にするため、1971（昭和46）年度から「交付金支弁対象費目指定方式」に改められた。交付金は事業団の主要な財源であり、加入者福祉施設のあり方、利用料金設定など、運営施策に大きな関わりを持っていた。また、経済・社会、さらには政治・財政の様相変化は、事業環境の厳しさとして事業団をその埒外に置くものではなかった。

「費目指定方式」では、人件費（時間外勤務手当、祝日給、夜勤手当を除く）、固定資産税、不動産取得税および減価償却費のみが交付金の対象となり、その他の施設運営上必要な経費をすべて事業収入で賄うこととなった。そこで、事業団はこれらの経費を賄うだけの収入を確保するため、同年度から施設ごと（診療所を除く）に業務収入期待額（のちに「年間収入目標額」と呼称）を設定し、目標達成に邁進することとした。また、この年、利用料の改正が行われたが、これは諸物価の高騰、利用の公平化とともに、必要な収入の確保を目的としていた。

宿泊施設の利用料については、従来客室の広さ、1室当たりの利用人数の多少にかかわらず1人当たり均一であった料金を、室別および人数別の2本立て料金に改正し、バス・トイレ付の客室について付加料金を設定した。

このようなことから事業団は、後述の京都会館に見られる独立採算的運営方針や保養センターへの新運営方式、業務委託などによって経営の合理化・効率化を図って交付金の増加を抑制するとともに、「営業方針」を打ち出し、サービスの向上、収入確保等に積極的施策を展開した。

## ■都市型加入者福祉施設の建設計画

1950年代末ごろから長年にわたって東京、京都をはじめとする都市部の加入者から、都市型加入者福祉施設を設置してほしいとの要望が上がっていたことを受け、1965（昭和40）年2月の「福祉施設5か年計画書」において、東京、京都、九州の各地区に1か所の「簡易保険郵便年金会館」を建設することを計画した。

そして、この計画書に基づいて1966年6月に作成された「福祉施設建設5か年計画書」では、東京都、京都府、福岡県の3か所に建設することとされ、趣旨として「簡易保険郵便年金加入者の日常生活における共同の利便の促進と生活文化の向上を図るための近代的福祉施設を設けることについての、加入者の強い要望にこたえるとともに、簡易保険事業の有力なPR施設たらしめんとするものである」と記された。

計画において設置第1号と決定した京都会館については、その効率的運営を期するため、専門的技術等を必要とする業務および業務量の変動が著しく波動性のある業務については外部委託とし、公共性・福祉性を重視する業務は直営とすることが基本方針として定められた。なお、飲食および売店、水泳指導等についてはそれぞれ業務開始当初から外部委託により運営を行っている。

また1968年3月、郵政審議会の「特色ある簡易保険とするための方策に関する答申」においても、特に都市における生活の利便を図るため、「都市センター」「医療センター」などが、新しい加入者サービスとして取り上げられた。

こうしたなかで1970年度予算において京都会館の建設が承認され、次に首都圏の加入者のニーズに応える東京会館が計画された。

## ■京都会館（かんぽーる京都）の開設

1973（昭和48）年には、新たな形の施設として「京都簡易保険会館」（京都市）を開設した。会館は、心身の保養、文化活動、健康の増進および生活上の利便を図ることができるよう、交通至便で人口の多い大都市に置く加入者福祉施設である。1959年ごろから十数年にわたって毎年、京都市および加入者の会から、宿泊、会議、研修、趣味教養、スポーツなどの文化活動の場を提供してほしいとの要望が提出され、これが会館建設の契機となった。

建設にあたっては、郵政省が京都地方簡易保険局の隣接地1万2236㎡を簡易保険郵便年金福祉事業団に現物出資することになり、1970年度に設計委託費、1971年度に工事費の予算が認められ、1972年3月に着工、1973年11月に完成し、12月に開館した。

会館には加入者等からの要望に沿って宿泊、会議、研修、スポーツなどの設備が整えられ、多くの利用者に愛され、親しまれることを願って、簡易保険の略称「かんぽ」と会館の英訳（hall）から愛称を「かんぽーる京都」とつけた。

この建物はさまざまな用途を持つ複合建築物であるため、階層によって用途を分けるなどしている。敷地は住居専用地域であるため、法的制約も多く、地域社会および環境との調和が大きな設計条件となった。外観は庇および柱

かんぽーる 京都

かんぽーる京都ロゴ



京都会館（かんぼーる京都）

型を出し、生子壁風にタイルを張るなど古都のイメージを出すとともに、内部空間の構成でも和風の雰囲気強調した。

会館のオープンは、たまたま第1次オイルショックと重なったが、その運営経費は保養センターとは異なり、交付金支弁対象が初度調弁費、諸税公課、減価償却費に限られ、職員給与等は対象外となった。施設運営において交付金の増加を抑制する必要があったほか、施設内容に多様さと比較的収益性のあるものを含み、また利用圏が限定される面もあったことなどから、加入者間の利用受益の調整も必要とされたのである。こうしたことから、会館の運営は事業収入をもって独立採算を基本に進められ、専門業務等は外部委託として円滑な運営を図るとともに、新たに委託業務部門は委託歩合を設け、これをもって運営費の一部を賄うことになった。

#### ■ 東京会館（ゆうぼうと）の開設

1982（昭和57）年度には、「東京簡易保険郵便年金会館」（品川区）を開設した。

1972年度に土地取得に着手が承認されてから1982年4月の開館まで、経済、社会事情の激変のなかで、建設過程あるいは運営内容等について従来にない対応を迫られ、その実現には約10年を要した。

同館では、首都圏における加入者の福祉需要の高度化および多様化に対応できるよう、多目的ホール、宿泊施設、集会・会議施設、趣味・教養施設、スポーツ施設、健康診断施設などが設けられ、「健康と文化のコミュニケーションプラザ」として、事業団施設中最大規模の都市型加入者福祉施設となった。

設計にあたっては、特に利用者とスタッフ動線との分離、防災および避難面での安全性の確保など、総合的な動線計画が最大のポイントとなった。また、多目的ホールを有する施設であるため、構造計画および遮音について特に配慮し、すぐれた音響効果を得るため、可動式の音響反射板、凹凸のタイル壁を設けた。

大きな吹抜のあるホワイエは、垂直の線が強調された壁とフレスコ画で潤いのある空間を構成している（フレスコ画の一部は、かんぽの宿奈良に移設され、現在亀の井ホテル奈良で見ることができる）。地下部分にはスポーツ施設、駐車場を配置し、駐車装置として二段式立体駐車装置を採用した。

外壁は深い縦リブと、細かい横リブのデザインを施したコンクリート板の吹付タイル仕上げとし、その微妙な陰影が建物に落ち着きを与え、建物規模から生じる圧迫感をやわらげた。内部には要所にタペストリー、ガラスモザイク壁画などを設け、都市型の施設として魅力ある内観を創出した。

そして東京会館の愛称は、みんなの港（出発するところ）をイメージし、「ゆうぼうと」とした。

運営については京都会館からさらに効率化が図られ、多目的ホール、趣味・教養施設、健康診断施設など福祉性・公共性の強いものは事業団の直営としたが、その他は専門業者に委託した。

なお、多目的ホール、趣味・教養施設については、1977年2月の事業団法施行令の改正により、事業団の設置運営施設に加えられたものであり、1981年11月、事業団法施行規則および業務方法書の改正により宿泊等の業務を委託運営としている。

ゆうぼうと

ゆうぼうとロゴ



東京会館（ゆうぼうと）



多目的ホール「ゆうぼうとホール」

### ■保養センターへの新運営方式の導入

保養センターは、事業団施設の主軸として好評をもって迎えられ、オイルショック後も毎年2～3か所が新設されて1975（昭和50）年度末には59か所となった。

しかし、経済成長に伴い人々の生活様式や感覚は多様化し、経済、社会事情の厳しさとともに選好利用も高まったため、これに対応するサービス体制確立が急務となった。一方、施設増設に伴う要員については、すでに政府の数次にわたる定員の計画削減に従って対処してきたが、業務の繁閑に応じた一層適切な措置による経営効率の改善が求められていた。こうしたなか、1975年1月、「新設保養センター基本運営事項」が策定され、1977年3月開設の伊豆大島保養センター（東京都）以降、「新運営方式」として運営されることとなった。

新運営方式では、サービス面についてはホテル式入館、トイレ・洗面付き客室とするなどのグレードアップ、客室への配膳方式からレストランでの配膳方式へと改善を行い、さらに利用者の要望に応え、小宴会場、会議室、喫茶室を設けるとともに、浴室もさらに広く充実したものとするなど、パブリックスペースにゆとりを求め、広々とした空間構成に力を入れた。

なお、既設の加入者ホーム（短期）および保養センターについては、増改築に合わせて新運営方式に切り替えることとし、1979年以降、和倉（石川県）、白石（宮城県）、柏崎（新潟県）、皆生（鳥取県）、白浜（和歌山県）の各加入者ホームおよび島原（長崎県）、郡山（福島県）、恵那（岐阜県）、三ヶ根（愛知県）、奈良（奈良県）、塩原（栃木県）の各保養センターなどから導入された。

新設については、1987年にクアハウス風の浴場を備えた栃木喜連川温泉保養センター（栃木県）、1988年にはリゾートホテル型の伊豆高原保養センタ



伊豆大島保養センター



栃木喜連川温泉保養センター 後方の円形の建物が浴室棟



伊豆高原保養センター



栃木喜連川温泉保養センターのロビー

ー「伊豆高原温泉かんぽホテル」（静岡県）がオープンし、1988年までに保養センターは80か所にまで拡大した。

### ■施設整備内容の変化

1970年代から80年代にかけて、加入者福祉施設の整備は、新築から増改築主体へと様変わりした。これは、施設自体が経年により老朽化してきたことと、同時に、機能的・経営的にも時代の要請にマッチさせ、サービスの向上および業務運営の効率化を図る必要が生じたからである。その結果、各施設とも設備の充実が図られ、従来のイメージが大きく変わるとともに、会議室や研修室、さらにはゲートボール場、テニスコート、プールなどの付加施設も設置されるなど、多目的な利用ができるようになった。

1979（昭和54）年完成の施設からは、使用頻度が多い玄関ロビーまわりのじゅうたんを、経済性を配慮して置敷で取り替えのきくものとした。

1980年代に入るところには環境との調和や個性、瀟洒なイメージなどが重視されるようになり、施設ごとに特徴を持たせるようになった。1983年開設の草津保養センター（群馬県）では、基壇部分に石積みが施され、周辺との調和が図られている。また新築では、1981年開設の羽島（岐阜県、のちのかんぽの宿 岐阜羽島）、1984年開設の浜名湖三ヶ日（静岡県）、但馬海岸豊岡



草津保養センター



福井保養センターの  
レストラン（1996年増改築）



増改築後の熱海加入者ホーム本館の玄関ロビー（1988年増改築）

（兵庫県）、越中庄川峡（富山県）のように、玄関ロビーに吹き抜け空間を設ける施設が数多く見られた。

1981年には障害者対策要綱が策定されたことに伴い身体障害者用の客室およびトイレの設置と段差の解消等を実施し、また1983年以降は宿泊部門のある施設のすべてにスプリンクラーを整備することとした。

なお、1978年からは加入者福祉施設（「かんいほけんの宿」）の周知用ポスターを制作し、郵便局等に掲出していたが、1984年版から愛称を「かんぽの宿」に変更するとともに、施設内外の案内表示サインを見直して標準サインを定め、1985年改築の磯部保養センターから導入した。

事業団は、その後もロビー、レストラン、大浴室などの改修を含む増改築工事を2002（平成14）年の日南、層雲峡（いずれも移転新築）まで順次実施し、客室数を増やし近代的なデザインを取り入れた館内設備にするなどの整備を進めていった。

### ■ 営業方針の策定

1976（昭和51）年4月、全国を10地域に分け、各施設の業務向上に資するための意見交換、本部施策の推進や地方郵政局、郵便局、加入者の会との連絡調整を行うことを目的として、簡易保険郵便年金福祉施設業務推進連絡会（のちの加入者福祉施設統括センター、サポートセンター）が設けられ、本部と各施設がさらに協力して営業活動の推進を図る体制を整えた。

事業団創立15年にあたる1977年、保養センターに新運営方式がスタートするなど効率的運営が図られていくが、保養センター等の利用率は1971年度をピークに年々低下傾向をたどり、業務収入の伸び悩みが問題となった。業務収入の確保については、1971年度から施設ごとの業務収入期待額が設けられ、その達成へ向けた努力がなされていたが、その全国目標は連年未達成に終わ

っていた。

このような状況に対し、1978年4月、「営業方針」が策定され、営業体制の確立等に関し、初めて通達をもってその進むべき方向が施設（診療関係施設を除く）に示された。

営業方針は、その基本方針に事業団の位置づけと責務を示し、営業担当者講習会、利用増加対策会議、利用増加対策費、報労(奨)施策等の具体的施策をもって、その推進を図った。また、業務収入期待額の算出については、施設の立地条件等を加味した合理的な新算定方式とし、サービス現場の保養センター等職員が新たな意欲をもって取り組めるよう配慮された。

事業団をめぐる諸状況からも、利用者に負担をかけずに加入者福祉の効率的増進を図るには、利用増による増収が肝要であり、このため営業体制を確立し、「よりよいサービスを、より多くのお客様へ」と、サービスの向上と積極的な営業活動の展開による業務収入期待額の必達を期する取り組みを開始する必要があった。

このような施設、本部一体となつての営業活動は、保養センター等の利用率低下傾向に歯止めをかけ、業務収入期待額の達成を実現するなど、明るい展望を開く端緒となった。

また、診療所の運営についても、1978年7月、「診療所業務の運営方針」が定められ、総合健康診断の強化、巡回活動の推進等を内容とする改善事項が通達されて、この面からも加入者福祉の積極的増進への取り組みが進められた。

### ■ 総合サービス体制による効率化

事業団の施設には、加入者ホームや保養センターに加えて診療所等もあって業務範囲が広く、設立当初から多種の職員を擁し、施設の増設に伴って増員も必要とされていた。一方、1969（昭和44）年に「行政機関の職員の定員に関する法律」が制定されて国家公務員の総数に上限が設けられ、「定員削減計画」が策定されたことを受け、事業団は積極的に職員の配置の見直しを行った。

業務の一部外部委託化等による運営の合理化、効率化については、前述のように新運営方式を導入し、1977年以降、新設または増改築に合わせて実行した。1981年9月に「定員削減計画（第6次）」が閣議決定され、事業団についても定員削減が示されるが、事業団はこれに先立ち、より合理的な総合サービス体制について検討していた。

1982年3月には「勤務時間統一化等の実施」を定め、応接事務員、寮母、自動車運転士、管理員など技能職員の16時間勤務を廃止した。これは技能職員の勤務時間を事務職と同一の時間数に統一することにより、職員間の相互応援を積極的に行えるようにするなど、総合サービスの基盤づくりとなるものであった。また16時間勤務廃止に伴い、全施設（保養センター55か所、加入者ホーム11か所）の夜間警備業務の外部委託が進められた。

次いで1982年10月、職種の統合を決定し、技能職員を事務職に統合して従来の担務の固定化を排除し、利用客の動きに機動的に対応できる「総合サービス体制」を確立した。

なお、勤務時間統一は、対象職員の勤務時間の軽減等労働条件の改善ともなるものであるが、これに伴う委託化促進とあわせて要員の増減および施設の利用状況の変化からも、その実態に即して要員配置について調整が図られた。

### ■ 経営指標の設定と事務機械化

事業団の全施設・全職員を挙げて加入者福祉施設の適切かつ効率的運営の推進を図るため、1979（昭和54）年度を初年度として「経営指標」が設定された。指標は、初年度において利用者に対するサービス面およびこれを推進するための職場づくりに視点を置いて設定されたものを、それ以降も毎年度引き続き用いてきた。1984年度には、加入者福祉のより一層の増進が事業団の使命であることを踏まえ、新たに経営面に視点を置いたテーマ「力を合わせて売上げを伸ばそう」を掲げ、経営的運営姿勢を明確にした。

なお、これに先立ち1983年9月に加入者ホーム・保養センター等の施設長名称「所長」を「総支配人」に改め、こうした面からも時代感覚をとらえて改革意識を促した。

施設における事務の取り扱いについては、従来、全国的バランス、適正等から、本部の指導・承認等を要するものが少なくなかったが、職場の活性化を目的に見直しを図られ、一定職員の任免、利用料金の設定・改定、委託契約の締結などの約50項目が職務規程、会計細則等関係規定の改正を経て施設長に権限委譲された。これにより自主性ある弾力的な施設運営とともに、事務の簡素化・能率化が促進されたのである。

また、1984年4月には、加入者へのサービス向上を図るため、加入者ホーム・保養センター等宿泊施設の空室状況について、オンラインサービスの利用により、利用希望日の4か月前から郵便局において即時に回答する空室情報サービスを開始し、その後も増大する経常的事務処理の総合機械化が推進された。

本部では、かねて「事務総合機械化構想プロジェクトチーム」を編成し、検討を続けていたが、1983年6月からは、プロジェクトチーム報告に基づき、システムの基本設計など、その構想の具体化について部外専門機関に調査を委託し、検討を進めた。このような経緯を経て、1985年4月、施設・本部における人事、経理、給与、営業等の事務の機械化が実現し、事務処理の正確化・効率化が一段と図られることになった。

### ■ 「臨調」と合理化推進

1970年代には、二度のオイルショックを経て、税収不足や赤字国債の発行と残高の累積に見られる巨額の財政赤字等が大きな問題となり、財政改革と合理化を進めることが政府の課題となった。

1979（昭和54）年5月には、行政管理庁から郵政省に対し、簡易保険・郵便年金加入者福祉施設の運営の効率化として、①診療所については、そのあり方を見直すとともに業務運営の改善を図ること、②保養センター、加入者ホームについては、業務の繁閑に応じた勤務体制に改めることなどを内容とする勧告が行われた。さらに同年12月には、特殊法人役員数縮減計画、特殊

法人の統廃合等を含む「昭和55〔1980〕年度以降の行政改革計画」が閣議決定され、この中で「簡易保険郵便年金福祉事業団は診療施設について統廃合を含む再編整理を行うとともに、保養施設及び老人福祉施設については業務委託の推進等により、関係要員の合理化を図る」こととされた。

こうしたなかで、事業団は社会の状況、加入者ニーズなどに対応し、要員の合理化ないし業務の外部委託を進め、また監事を非常勤役員としたほか、「簡易保険診療所改善計画」の策定とそれに基づく総合健診センターの開設など、発展的対応措置を行った。

行政改革は政府の施策として進められていたが、高度経済成長期の行財政の膨張と構造的な財政赤字の急増等に対し、「社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政」（臨時行政調査会設置法第1条）実現の方策がさらに求められるところとなった。

1980年11月、「臨時行政調査会設置法」が成立し、1981年3月には土光敏夫を会長として臨時行政調査会（第2次臨調）が、期間2年をもって設置された。なお、臨調には1961年に設置されたいわゆる第1次臨調があるため1981年の臨調を第2次臨調と呼ぶが、その時代背景、設置目的は対照的で、第1次臨調が高度経済成長への対応を背景に、その設置法第2条で「行政の国民に対する奉仕の向上を図る」としたのに対し、第2次臨調は当面の改革課題を財政再建と行政効率化とし、「増税なき財政再建」等を掲げ、行政の洗い直しを進めることとしている。

そして、第2次臨調における最終答申（第5次）では、「簡易保険郵便年金福祉事業団については、原則として会館、宿泊施設の新設を行わないこととする」とともに、今後は、各種施設の民間委託を推進する等、経営の一層の効率化を図ることによって、交付金を縮減する」とされた。

これを受けて、事業団は1982年度予算で認められていた保養センター2か所（栃木喜連川温泉、伊豆高原）を最後に会館、加入者ホームおよび保養センターの新設を中止している。

また1983年5月の「新行政改革大綱」以降も同様の方針が打ち出され、事業団の施設建設予算は厳しく抑制された。さらに1985年度からは交付金についても対象費目が改められ、人件費に交付率が導入された。

#### ■ 総合健診センターの開設と診療所の統廃合

加入者福祉の増進においては、社会、経済の推移に伴い不断に高度化、多様化する生活意識等の変化、加入者、広くは国民のニーズに先見性を持った対応が求められた。そこで事業団では外部の専門機関への委託調査も含め調査研究等を行ってその成果なども取り入れ、本格的な高齢化の進展に対応し、後述の都市型加入者ホーム（p. 37参照）に加えて新しい加入者サービスとして「総合健診センター」を計画した。

簡易保険事業が行ってきた福祉活動のうち、保健医療については、加入者の健康で幸せな長寿に資する最も基本的なものであり、また事業経営上も望ましいということから、福祉施策の原点として位置づけられ、運営されてきた。しかし、高齢化の急速な進展、疾病・死亡構造の変化、医療制度の整備など、著しい社会情勢の変化に対し、診療所の運営は、保健医療の需要動向

に応じたサービスを加入者に提供できているとは言い難い状況に立ち至っていた。

1972（昭和47）年度以降は利用人数も低下減少し、運営的にも経費等の有効活用が図られなくなるなど、あり方の抜本的検討が課題となり、「昭和55〔1980〕年度以降の行政改革計画」では「統廃合を含む再編整理を行うこと」とされた。

事業団は、1968年に診療所対策委員会を設け、運営合理化対策として「成人病センター」「総合的福祉センター」などの検討を行っていたが、諸般の事情から実現を見るに至っていなかった。

1980年には「健康管理センター」の基本構想等が郵政省との間に往復され、1984年7月、事業団からの委員も加わって「診療所の在り方に関する検討委員会」が郵政省に設置され、検討が進められた。そしてこの検討成果に立って、1985年6月、事業団は「診療所改善計画」を策定した。

計画は、東京、東海、近畿等7 郵政局管内に各1 か所「総合健診センター」を設置、その際、管内にある診療所はこれに統合し、他の3 郵政局管内については、診療需要動向等を見ながら検討するとされた。

次いで1985年11月、成人病（生活習慣病）予防のための生活・運動指導が手軽に受けられる機能を備えた健診施設として総合健診センターを順次配備し、従来の診療所を統廃合していくこととする「簡易保険診療所改善計画」を公表した。

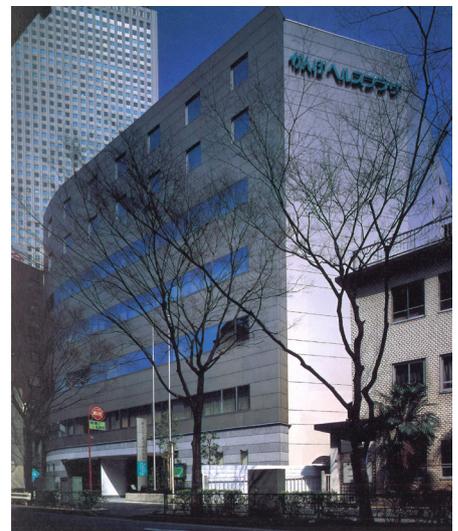
こうして1986年6月、その第1号として大阪総合健診センターが完成した。同センターは、自動化健診部門をメインに、精密検査および診療部門・健康増進部門等から構成されていた。建物は、大都市市街地に建設されることから、敷地の有効利用と街並みとの調和に重点を置いて計画された。また内部空間の演出についても、都市施設としてのグレードを確保した。

総合健診センターは、1987年6月に名古屋、1989（平成元）年9月に札幌、1994年5月に東京において開設され、このとき愛称を「かんぽヘルスプラザ」とした。次いで1996年5月に仙台、1999年9月には広島に開設された。

なお、1985年当初の整備計画では、1994年度までに総合健診センターの整



大阪総合健診センター



東京総合健診センター

## 簡易保険診療所改善計画（1994年度見直し）

管内別	設置場所	開設年月	名称	整理・統合診療所
近畿	大阪市	1986年6月	大阪総合健診センター	京都、大阪、和歌山
東海	名古屋市	1987年6月	名古屋総合健診センター	清水、名古屋、岐阜
北海道	札幌市	1989年9月	札幌総合健診センター	釧路、札幌、札幌大通分室
関東・東京	東京（池袋）	1994年5月	東京総合健診センター	宇都宮、前橋、千葉、東京、東京池袋
東北	仙台市	1996年5月	仙台総合健診センター	盛岡、秋田、仙台
中国	広島市	1999年9月	広島総合健診センター	出雲、広島
九州	熊本市			福岡、大分、熊本、宮崎
信越	長野市			燕、長野
北陸	金沢市			金沢
四国	松山市			小松島、高松、松山

※九州、信越、北陸、四国における総合健診センター建設計画は中止（診療所は廃止）

備と診療所の整理・統合を完了する予定であったが、予算等の事情により遅延が生じたため、1994年度に「簡易保険診療所改善計画」を見直し、同年度からの5か年計画とした（表）。

総合健診センターでは、生活習慣病予防を目的にトレーニング施設等が備えられ、コンピュータで自動健診を実施するなど、最新の医療技術をもって、高度な総合健康診断サービス等が的確、迅速に提供された。

診療所の整理については、まず1981年に同一地域内に2か所がある札幌地区の診療所を1か所に統合した。また総合健診センターの開設に伴って、近畿管内、東海管内、北海道管内、関東・東京管内、東北管内、中国管内において統廃合が行われた。

### ■レクセンターとキャンプセンター

余暇時間の増大に伴いレジャー施設の需要が一層高まり、1976（昭和51）年10月に115万㎡の広大な敷地を持つ峰山高原総合レクセンター（兵庫県）を開設した。豊かな自然環境のなかでスポーツ等を楽しみ、豊かな心を育むことを目的とした総合施設として、体育館、テニスコート、キャンプ場、運動広場などに加えて宿泊設備、会議室・研修室等を備え、キャンプ場には炊事場とキャンプファイヤー場も設けられた。



峰山高原総合レクセンター

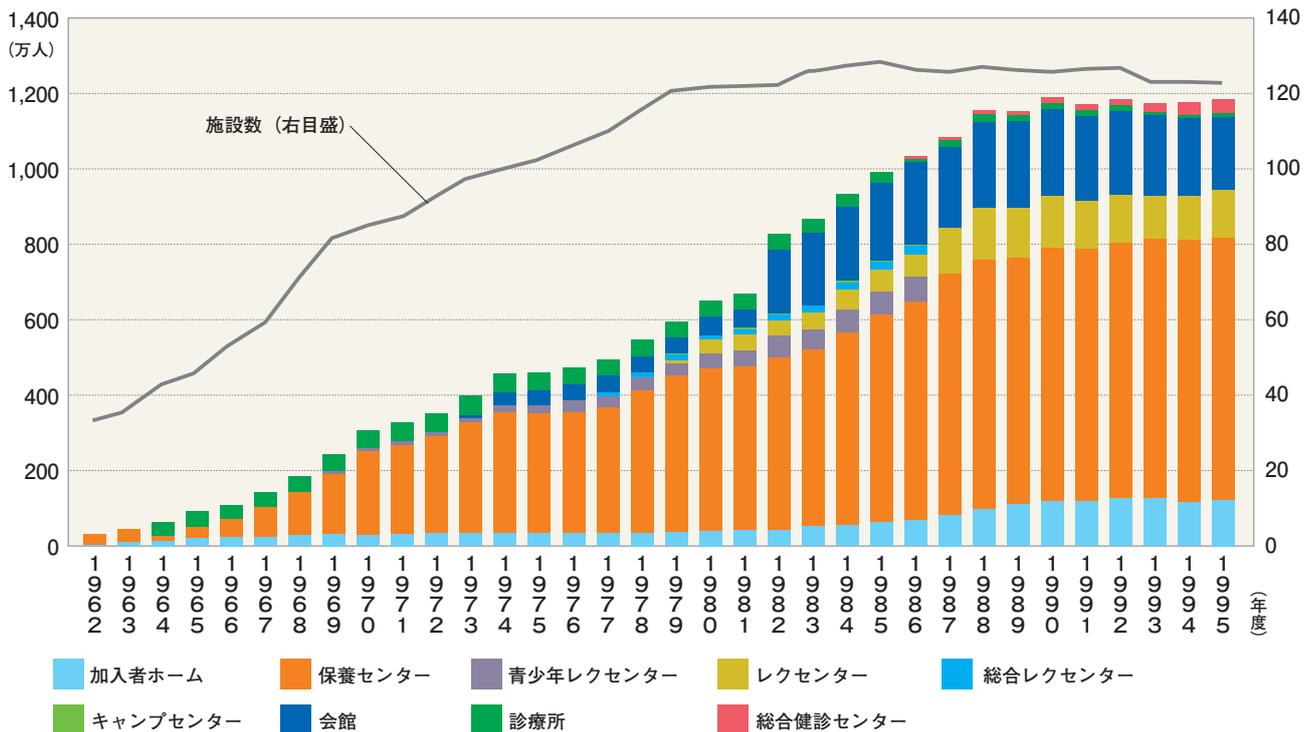


筑後小郡レクセンター



羽島保養センター・レクセンター

## 加入者福祉施設利用人数と施設数の推移

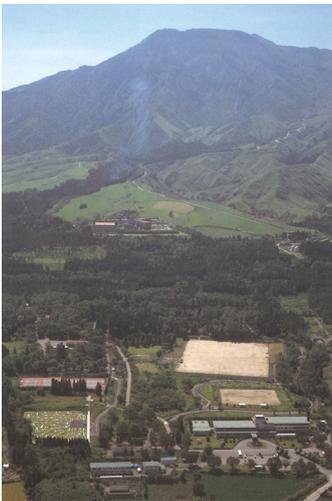


※1987年度以降のレクセターは「レクリエーション施設」全般の利用人数（内訳不詳）

体育館、多目的グラウンド、プール、テニスコートなど、多種のスポーツ施設からなる「レクセター」（かんぽレクセター）については、1978年度に筑後小郡（福岡県）、1979年度に那覇（沖縄県）に開設され、次いで1983年度には保養センター併設の新しい形のレクセターが羽島（岐阜県）に建設された。

また、夏期のレクリエーション施設として、1976年度に駒ヶ根キャンプセンター（長野県）を建設した。キャンプセンターにはテント村、ケビン村に付帯して炊事場、キャンプファイヤー場、売店を備え、何も持参しなくてもキャンプを楽しめるように貸し出し用具一式を整えた。また、1976年度に阿蘇（熊本県）、1978年度に能勢キャンプセンター（大阪府）がそれぞれ保養センターと併設される形で建設された。

キャンプセンターは、夏期における小学校、中学校などの課外教育の一環として使用されたほか、一般の加入者、団体にも広く利用され、各センターで食料品や薪も販売した。



阿蘇保養センター・キャンプセンター



駒ヶ根キャンプセンター